

○農林水産省告示第千六百九十九号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十四条第四項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十二条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十六条、第百十四条、第二百十一条第二項及び第二百三十二条第二項の規定に基づき、家畜共済に係る共済掛金標準率、家畜通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率等を次のように定める。

令和元年十二月二十三日

農林水産大臣 江藤 拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 平成三十一年四月二十六日農林水産省告示第八百六号（家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件の全部を改正する件）は、廃止する。

3 この告示は、令和二年一月一日以後に共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る

保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

「次のよう」の部分

(共済掛金標準率)

- 第1 家畜共済のうち死亡廃用共済に係る農業保険法（以下「法」という。）第144条第4項の共済掛金標準率（家畜共済に係る農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第76条の農林水産大臣が定める率を含む。以下「共済掛金標準率」という。）は、別表1の都道府県（別表2において当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、別表1の当該地域。以下同じ。）に係る別表1の共済掛金標準率の欄に定める率とする。
- 2 家畜共済のうち疾病傷害共済に係る共済掛金標準率は、別表3の都道府県（別表4において当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、別表3の当該地域。以下同じ。）に係る別表3の共済掛金標準率の欄に定める率とする。
- 3 家畜共済に係る規則第114条の農林水産大臣が定める率（以下「2号限度率」という。）は、前項の規定を準用する。

(家畜通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率)

- 第2 家畜共済に係る農業保険法施行令第32条第4項の家畜通常標準被害率、規則第211条第2項の農林水産大臣が定める再保険料基礎率（以下「再保険料基礎率」という。）及び規則第232条第2項の農林水産大臣が定める保険料基礎率（以下「保険料基礎率」という。）については、第1第1項及び第2項の規定を準用する。

- (注) 1 別表1及び別表3の「共済掛金区分」欄は規則第1条第2項第2号に規定する共済掛金区分に、「除外される事故の区分」欄中「1号イ」から「1号ハ」まで、「2号イ」から「2号ハ」まで、「3号」、「4号イ」及び「4号ロ」並びに「5号」は規則第74条第2項各号に規定する共済事故に、「保険関係区分」欄中「イ」及び「ロ」は規則第210条第1項第3号イ及びロに掲げる共済関係に、それぞれ対応する。
- 2 別表3中「共済掛金標準率」欄中「1号」及び「2号」は法第144条第2項各号に規定する損害の区分に対応する。
- 3 この告示の公布後に農業共済組合又は市町村の区域変更が行われた場合についても、別表2及び別表4に掲げる区域は、当該区域変更が行われた後最初に別表1及び別表3が改定されるまでの間は、当該区域変更の前の区域とする。
- 4 この告示の公布後に特定組合（法第73条第4項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）が成立した場合において、政府と当該特定組合との間に存することとなる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の保険関係に係る保険料基礎率については、第2において準用する第1第1項及び第2項中「共済掛金標準率の欄」とあるのは、「再保険料基礎率の欄」と読み替えるものとする。